



10月27日
東地申
第8号

「『転てつ器転換不良時の乗務員の対応』の一旦中止、 見直しを求める申し入れ」団体交渉を行う！

1. 「転てつ器転換不良時の乗務員の対応」については教育不足であり、安全配慮に欠けていることから、中止・見直しとすること。

(回答) 必要な教育は実施しており、中止・見直しをする考えはない。

交渉の ポイント

- ✓ 撤去が前提ではない。手や足を入れてはいけないと伝えている。
- ✓ 分からなければ分からない、無理であれば無理と言えれば良い。
- ✓ すでに周知しており、取り扱いについては進めていく。

対立!!

組 合

- ◆ 回答である「必要な教育訓練は実施している」とあるが、どういった教育か。
- ◆ この取り扱いが出来た経緯として、以下の通りで認識しているが、
 - ① 一部時間帯無人駅であること。
 - ② 運転取扱い設備（連動駅）があるが、業務委託されていること。
 - ③ 施設電気関係はメンテナンス体制の見直しを行って以降、かつての分散拠点体制が1支社1技セを基本とした技術センター化としている。また、宿直体制の有無を問わずに、足ロスが発生する懸念については「割り切る。仕方ない」としていること。この間の施策実施によって異常時における初動が遅れ、輸送品質に影響が出ることは、会社として認識していたのか。
- ◆ 体制の配置の仕方も考えるべきではないか。
- ◆ 周知の仕方が異なる実態である。なぜそうなったのか。
- ◆ 現場から、東京しか言われていない。他の線区は聞いていない。
- ◆ 現場に行くまでのルールが明確化されていない。本来周知すべき。行くのが前提になっていて分からないまま使命感で行ってしまう。

会 社

- 訓練等で周知している。転てつ器の情報を指令に送ってもらうことが必要であり、細かな知識は必要ない。
- ① 認識は様々なリスクはある、今回は複数の条件が重なったが、乗務員が初期対応をすることによって、運転再開に少しでも早くつなげればと考えている。
- ② 速やかな体制はとれており、発生事象で運転取扱い駅から必ずしもいなければならないとは考えていない。
- ③ 異常時の対応ということで、社員数も少なく採用数も減っている限られた人数で対応しなければならず、初期対応の中で情報収集は必要であると考えている。今の体制でできることを考えていきたい。
- 弱い部分をどうしていくか。対応できる社員で乗り越えていくことを考えており、体制の変更はない。
- 内容は注意点をしめてしおり、重要なところを抑えているため活用については、区の指導担当の判断で行っている。
- 支社によって訓練資料など作るにあたって、時期がバラバラになるのはあり得る。指令にも伝えている。
- 指令から、分かりやすく伝えるが、分からないときは分からないと言って貰えれば良い。

その2へ続く



10月27日
東地申
第8号

『『転てつ器転換不良時の乗務員の対応』の一旦中止、 見直しを求める申し入れ』団体交渉を行う！ その2

組 合

- ◆ 教育が最後に終わった職場に合わせるべきである。
- ◆ 車掌の訓練では、行くことがないとも言われている。教育として成立していない。
- ◆ 異常時の教育をやって欲しいのが現場の意見である。
- ◆ 全乗務員が分かるのがベストであり、分からないから行かなくて良いとなるのか。
- ◆ 転てつ器の構造は二つで一つであり、指令からどのように伝わるか分かっていない。行く前提が整っていない。
- ◆ このまま進めるのか。職場毎でバラバラの取り扱いになっている。
- ◆ 車掌が行かなければならない状況はどんな時か。
- ◆ 転てつ器の安全の担保はどうなのか。引き試しをしなくともモーターに電源は供給されている。
- ◆ 必ず電源を切って動かないようにする必要がある。先端部分だけが稼働部ではない。
- ◆ 仕組みがわからない。仕組みを理解した上でやるべきである。恐さが伝わっていない。教育は必要であり教育をさせて欲しい。
- ◆ あまりにも危険である。全社員の教育をするまで、一旦取り扱いは中止するべきだ。指令にも指示を出させないでくれ。
- ◆ すでに取り扱いが始まっており、フォローの教育の事を議論しているのではない。繰り返すが基礎を教育するべきである。
- ◆ 転てつ器の仕組みを理解しないまま。教育をしないで行かせるのは「安全配慮義務違反」である。会社側は認識するべき。

会 社

- 準備出来次第、進めていく。
- ポイントは正しく記載している。撤去が前提ではない。手や足を入れてはいけないと伝えている。
- 伝え方と伝わり方に違いがある。撤去して復旧させることが目的ではない。
- 伝え方が悪ければ反省はするが、無理であれば無理と言って欲しい。
- 転てつ器の不転換を直せと言っている訳ではない。負担をかけてまでやらせるつもりはない。
- 構造まで考えていない。分かる範囲でやって欲しい。分からなければ分からないと言って欲しい。
- 分かる範囲での取扱いであり、教育は考えていない。目的は一緒である。
- 色々なケースがあると思う。運転士が何か対応している時に不転換が発生した場合、行ってもらう。
- 隣接線を抑止して、引き試しはさせない。
- 直せとは言っていない。危険と判断すれば対応しなくても良い。
- 社員に怪我をさせたくない思いは一緒である。一律に全部を覚えることは不可能であり、手や足を入れてはいけないと伝えている。
- 繰り返しになるが、動画等あるので見ていただきたいし、新たに付け加えることはしない。
- すでに周知はしている。取り扱いについては進めていく。声があれば教育は継続して進めていく考えである。
- 繰り返しになるが、必要な教育はしており一旦中止見直しする考えはない。

対立!!

全ては、この間の駅やメンテナンス体制の「効率化施策」による弊害である！
不十分な教育のまま、乗務員を現場へ行かせることは「安全配慮義務違反」だ！！